

特命随意契約理由書

件 名	R P A保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年に改修した RPA の保守を行う。
選 定 理 由	導入年度：令和4年度 下記事業者は、RPA を導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。 加えて、令和6年4月に実施された財務会計システムのリプレースにより、既存R P Aシナリオの改修作業を実施し、内容を把握している現事業者の方が、迅速な保守が可能となる。
契約の相手方	名 称 株式会社インテック 公共ソリューション営業部 住 所 東京都江東区豊洲2-2-1 豊洲ベイサイドクロスタワー
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,665,840 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	いきいきプラザ一番町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、いきいきプラザ一番町の指定管理者かつ一番町特別養護老人ホームの運営法人である。また、本高齢者住宅は、いきいきプラザ一番町の建物内にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速で円滑な対応が可能となる。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 カメリア会 住 所 東京都江東区亀戸3丁目36番5号
※ 契約年月日	令和 17 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,951,300 円 (消費税を含む) ※根拠を 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	お茶の水小学校・幼稚園総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校・幼稚園の総合管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績評価は良好なため、引き続き概ね同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社栄代興業 千代田営業所 住 所 東京都千代田区神田三崎町二丁目 12 番 9 号 水道橋伊藤ビル 307 号室
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	90,082,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園における古紙回収の委託を行う。
選 定 理 由	エコ・オフィス町内会（以下「オフィス町内会」という）は、共同回収事業を運営する非営利団体として 1991 年に設立された。当時、特定非営利活動促進法（NPO 法）が存在していなかったこともあり、オフィス町内会は法人とはなっていない。 この事業は、「①古紙排出企業側は、古紙を廃棄物として処分する費用よりも安価に回収してもらうことができること。②回収会社は、古紙相場に左右されずに固定的な収入を得られるので、経営が安定すること。③オフィス町内会事務局は経費を会員からの収入で賄うことにより、活動の継続性を確保することができること。」の 3 つの経済性と、オフィス町内会の仕組みにより運営を継続することができ、また、環境保護といえども、関係者の経費の負担が続くような仕組みでは、長期にわたって活動を継続することはできないと考え開始されたものである。 オフィス町内会の千代田区の事務局代理は下記事業者であり、オフィス町内会の会員として回収を行っている唯一の事業者である。また、区では、区内の環境リサイクル事業として、この活動を推進・支援している。 以上の理由により下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社 新井商店 住 所 東京都台東区根岸 5-14-13
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,534,060 円（消費税を含む） ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

220

件 名	バリアフリーマップ作成及び職員研修実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者や障害者等の社会活動への積極的な参加を目的とし、区内の歩道状況等の情報を提供するため、バリアフリーマップの日本語版を作成・更新する。 また、区職員を対象とした歩道状況等の情報収集を研修として実施し、バリアフリー社会実現の必要性について理解促進に努める。
選 定 理 由	本業務で作成するバリアフリーマップは、平成 25 年度から下記法人が実地計測・調査を行って作成しており、道路の傾斜や幅等まで掲載している地図はほかにはない特徴である。 また、実地踏査による地図情報の収集ノウハウを職員研修に活用でき、さらに研修で収集した歩道状況等の情報をバリアフリーマップの作成・更新に活かすことができるのは、下記事業者に限られる。 掲載情報の更新は、地図情報の特許権や著作権、その他排他的権利を有する下記法人にのみ行える業務である。 以上の理由により下記法人を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人リープ・ウィズ・ドリーム 住 所 東京都千代田区外神田三丁目 5 番 1 3 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,867,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	医務薬事統合システムの開発導入・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	(非該当)
概 要	千代田保健所における医務薬事統合システムの開発導入・保守業務
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年3月21日付、6千保生衛発第2405号 令和7年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に 指定する。
契約の相手方	名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5 太陽生命大宮ビル5F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,960,195 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	音楽鑑賞教室実施に伴う楽団・独奏業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	オーケストラの生演奏を鑑賞することを通して、より一層音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。また、管弦楽の仕組みを知り、音色の多彩さを味わうとともに、鑑賞マナーも身につける。 対象者 千代田区立小学校第6学年
選 定 理 由	本事業は児童の情操教育活動の一環として当初は東京都と千代田区が共同で行い、平成16年度以降は区単独事業として引継いだ。業者選定にあたっては各小学校長等で組織する校長会で検討し、その結果、定期演奏会などを中心に小中学生への音楽鑑賞教室（約60回/年）や青少年への音楽普及プログラム等様々な活動を行っている下記業者が本業務の目的に適していると判断した。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：公益財団法人 東京都交響楽団 所在地：東京都台東区上野公園5番45号 東京文化会館内
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,609,850 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年6月25日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

273

件 名	河川情報システム総合保守業務（第 8 1 1 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
選 定 理 由	1 本システム、機器及び設備は、株式会社日本エレクトリック・インスルメント（現 ANEOS 株式会社）が開発、設置したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ANEOS 株式会社 住 所 東京都目黒区中央町 1-5-12
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,725,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	介護保険サポーター・ポイント制度運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険サポーター・ポイント制度は、ボランティア活動の一形態であり、介護保険施設等でサポート業務に従事した高齢者に対して、ポイントを付与、換金し、転換交付金の交付を行う業務である。
選 定 理 由	下記事業者は、地域福祉の向上・推進を図るため、「ちよだボランティアセンター」を運営している。その内容には、各施設・団体への積極的な活動支援、高齢者とボランティア受け入れ先とを繋ぐ役割、事業の円滑な運営のための区内介護保険施設との連絡・連携体制の構築が含まれる。 ボランティア団体や個人が介護保険施設や高齢者個人に対してボランティア活動を円滑に行うためには、ちよだボランティアセンターとの一体的な支援が必要不可欠であり、それらの情報・知識・ノウハウなしには業務が履行できない。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,154,210 円 (消費税を含む) ※ 総額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

274

件 名	外濠公園総合グラウンド利用申込受付等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段生涯学習館において外濠公園総合グラウンドの利用希望者に対し、利用者登録受付及び競技場利用の利用予約、抽選等の業務を行い、利用者の便宜を図ると共に、外濠公園総合グラウンド利用の円滑な管理運営を行う。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 19 年度利用受付業務開始 2 対 象 指定管理者協定第 11 条に準拠 3 継続年数 18 年 事業実績評価も良好である。 本業務の受付に関しては、従来から九段生涯学習館を受付・申込会場としている。九段生涯学習館の管理運営を行っている指定管理者グループに履行させることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上のことにより下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション 住 所 東京都千代田区神田神保町 2-30 昭和ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,120,000 円 (消費税を含む) ※総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（自家発補給分含む）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第5次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は限られている。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和7年4月1日
※ 契約金額	414,839,247 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年4月30日まで （ただし、需給期間は令和7年4月1日から令和8年4月の検針日前日まで）
担 当 課	子ども施設課、高齢介護課、住宅課、地域保健課、麹町出張所、富士見出張所、神保町出張所、神田公園出張所、和泉橋出張所、安全生活課、万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

204

件 名	議場システム等定期保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	議会運営に必要な議場システム、委員会室会議システム及び自主放映システムの保守点検業務を行う。
選 定 理 由	本契約は、千代田区議会議場システム、委員会室会議システム及び自主放映システムを維持管理するための保守点検業務である。 下記業者は、千代田区役所旧庁舎から現庁舎へ移転した際に、議場システム等の導入を請け負った業者である。また、議場システムのリプレースを平成 29 年度に、委員会室会議システムのリプレースを令和 2 年度に行った際も業務を請け負っている。現行システムの保守点検は既存システムと密接不可分の関係にあり、同一業者以外では故障発生時の原因究明、修理対応が困難である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社東和エンジニアリング 住 所 東京都千代田区東神田 1-7-8
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,409,100 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特 命 随 意 契 約 理 由 書

件 名	旧今川中学校外1校 高圧進相コンデンサ交換等業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧学校施設に設置している高圧受変電設備コンデンサ機器は、設置後30年以上経過し劣化が著しいため、交換又は撤去するとともに、絶縁油のPCB含有調査を行い、安全な状態を維持し法令に適した管理を行う。
選 定 理 由	下記業者は学校施設等における自家用電気工作物保安管理業務の受託業者であり、同業務において当該施設の保守・点検業務を行っている。本業務では高圧受配電設備の操作が不可欠であることから、下記事業者の電気主任技術者のみでしか対応できない。 なお、本件はPCBの適正な調査・処理を行うために、高圧電気設備に精通した事業者による取り扱いが必須であり、他の学校施設において同様の作業を行った実績もあることから安全優先で適切な業務が遂行できる。 以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契 約 の 相 手 方	名 称 株式会社TKテクノサービス 住 所 東京都千代田区神田神保町2-17
※ 契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契 約 金 額	1,034,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和7年10月31日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

506

件 名	九段中等教育学校 学校徴収金システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校徴収金システム用ハードウェア及びソフトウェアの保守
選 定 理 由	1.プロポーザル年度：平成 28 年度 (平成 29 年 3 月 8 日付 28 千中等シ発 557 号 平成 30 年度開始) 2.該当：千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3.継続年数：8 年 4.更新：令和 6 年 12 月 12 日付 6 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 エスエイティーティー株式会社 住 所 東京都千代田区神田三崎町一丁目 3 番 12 号 水道橋ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,944,525 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子ども発達センター入館業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども発達センターを利用する未就学児童や乳幼児を連れた保護者の来館が集中する時間帯に、自転車の駐輪や6階への案内等、入館対応を業務委託にて実施する。
選 定 理 由	本業務は、神田さくら館（児童・家庭支援センター）内における子ども発達センターの業務を円滑に行うため、事業者に入館業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項にもとづき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	587,664 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

580

件 名	休日応急診療所案内業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	休日応急診療所の診療業務時間における千代田保健所の開所及び閉所業務、利用者への案内等の業務。
選 定 理 由	本件は、千代田保健所（以下「本所」という。）内における休日応急診療所の業務を円滑に行うため、有人警備による本所の開所と閉所、診療所開設時間内の案内業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 1 0 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,487,984 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田公園区民館・内神田集会室受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園区民館・内神田集会室の鍵の開閉、利用承認書の確認、忘れ物の管理等の集会室管理
選 定 理 由	本業務は、神田公園区民館・内神田集会室の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	337,688 円（消費税を含む） ※ 印 西 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部 神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

580

件 名	一番町集会室及び麴町集会室管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 ・物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室及び麴町集会室の鍵の開閉、機械警備の設定解除、利用者承認書の確認等の集会室管理
選 定 理 由	本件は、一番町集会室及び麴町集会室内における管理業務を円滑に行うため、一番町集会室及び麴町集会室管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1－6－10
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,006,492 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	本業務は、神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以下の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,816,768 円 (消費税を含む) ※ 単位 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部 神田公園出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

392

件 名	和泉橋出張所・区民館日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉橋出張所・区民館の日常的な清掃業務
選 定 理 由	本件は、和泉橋出張所・区民館の衛生環境を保つために日常的な清掃業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設置されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,629,795 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

392

件 名	麴町集会室日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品：委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	本件は、麴町集会室内における日常の清掃業務を円滑に行うため、麴町集会室日常清掃業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	887,040 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

533

件 名	区立小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検
選 定 理 由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理は、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 住 所 東京都港区海岸一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,933,10 / 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

227

件 名	区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立保育園・こども園・幼稚園への園内業務支援システムの導入により、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、より保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図るため、構築及び運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年8月9日付4千子子支発 0541 号 令和4年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第4号 3 継続年数 4年 4 評 価 業務成績良好 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 ： 日本ソフト開発株式会社 所 在 地 ： 滋賀県米原市米原西 23 番地
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,428,800 円 (消費税含む)
委 託 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども支援課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	建築設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づき、建築設備定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の建築設備定期検査報告にあたって、昭和 48 年 1 月に、財団法人 日本建築設備安全センター（現一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている。 予備審査のデータ管理等について、複数の条件を満たすことが必要であって、下記事業者はすべての条件を満たす都内で唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 住 所 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル 2 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,924,223 円（消費税を含む） ※ 令和 7 年度契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

162

件 名	戸籍・戸籍附票システム標準化・ガバメントクラウド対応
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍情報総合システムについて、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備するため、標準仕様書に基づき、ADWORLD 標準準拠システムとの切替え作業を実施する。
選 定 理 由	本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件業務は、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件業務を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。 標準化後のパッケージソフトウェアの適用及び同システムのガバメントクラウドへの接続は、開発した下記業者以外では不可能であり、本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部 第四営業本部 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	85,756,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	戸籍法改正に伴う振り仮名対応作業（第3号施行対応）
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍法改正に伴い、令和7年5月26日より戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなったため、本籍人に送付する仮の振り仮名の通知書データの作成・問合せ対応及びコンビニ交付機能から出力される証明書の変更に対応するための戸籍証明書発行サーバの工程試験を実施する。
選 定 理 由	区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。 本件業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,619,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者相談・支援システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者相談・支援システムの運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 24 年度（平成 25 年 3 月開始） 2. 継続年数 12 年 3. 評価 業務成績良好 4. 本システムは、総合住民サービスシステムのサブシステムとして新たに導入・構築することを情報化推進委員会（平成23年9月2日付 23千政第48号）で承認され、平成25年3月に下記業者により構築された。その後、平成30年3月末に機器更改を実施した。 本サービスは、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,298,710 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 メフォス 住 所 東京都港区赤坂2-23-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	37,617,800 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日 まで
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町中学校特別講座業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町中学校において、長期休業中学習教室及び英会話講座業務を実施する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和5、6年度（令和6年度開始） （令和6年5月14日付6千子指導発第187号） 2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 2年 4 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーショナルネットワーク 住 所 東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号
※ 契約年月日	令和7年4月1日
※ 契約金額	3,944,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度（令和6年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好 業務成績良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24,037,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

251

件 名	債権管理法律相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	自治体における債権管理について、法律問題や法律的知識が必要な事柄が生じた場合の法律相談を実施し適正な債権管理に向けて、職員の知識の醸成と事務能力の向上を図る。
選 定 理 由	下記業者は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士含め自治体における債権管理に極めて精通している。 また、特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」や、当区の債権管理研修の講師を務めるなど実績があり、自治体における債権管理の実務を把握していることから、区職員からの債権管理に係る相談に対して適切な助言、指導ができる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル8階 名 称：弁護士法人 マイスタット法律事務所
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	980,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	住居表示管理システム保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	本業務は、住居表示台帳の維持管理や住居表示に関する証明書等の発行機能を搭載した住居表示管理システム（以下「本システム」という。）の正常な稼動維持及び円滑な運用のため、システムの保守管理を実施するものである。
選 定 理 由	導入年度 令和元年度 下記業者は、本システムの開発業者であり、本業務は既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になり、また、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が出来ない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： 株式会社丸菱行政地図 住 所： 東京都台東区池之端二丁目5番41号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,287,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

211

件 名	宿泊場所及び給食提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	緊急対応を要する住まいのない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所と給食を提供する。
選 定 理 由	本業務は、生活困窮者支援に関する知識や経験を有し、東京都の指導及び基準単価に基づき、社会福祉法第2条第3項による無料低額宿泊施設を区内で確保することが必要とされる。 区内にある無料低額宿泊施設で、上記の条件を満たしている施設は下記業者が運営する宿泊施設のみである。 なお、下記業者は令和6年度においても本業務の趣旨を十分に踏まえ、緊急を要する対応時に常に宿泊場所と給食の提供を実施しており、23区でも多数の運営実績を有している。 以上の理由から、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 特定非営利活動法人 さくら福祉推進協会 住 所： 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-7 シティハイツ日本橋 806
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,136,400 円 (消費税を含む) ※ 依頼料の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	出退勤確認用 IC カードリーダー等の保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	出勤簿の電子化に伴い、職員の出退勤記録は IC カードを利用した所定の操作によって行い、その情報をもとに職員の勤務状況等にかかる事務を処理している。 当該事務を正常かつ安定的に稼働させるため、IC カードリーダー等の保守を委託する。
選 定 理 由	出退勤確認用 IC カードリーダー機器は、下記事業者が令和令和 6 年度に設置したものである。本保守業務については、既設の人事情報総合システム機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 令和 6 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アマノ株式会社 住 所 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,663,200 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	振り仮名業務実施のための機器移設に伴う設定変更作業
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍法改正に伴い、令和7年5月26日より戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなったところ、戸籍への氏名振り仮名の登録等業務を本庁外で実施する。本業務では、本庁にある戸籍システム端末及びその周辺機器の一部を本庁外へ移設するための設定変更作業を実施する。
選 定 理 由	当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件戸籍システムの設定変更作業対応及び立会い対応業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,309,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和7年7月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

376

件 名	神田一橋中学校総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校の総合管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績評価は良好なため、引き続き概ね同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スリー・ウッド 千代田支店 住 所 東京都千代田区内神田 1-18-11 東京ロイヤルプラザ 820 号室
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	39,226,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好 業務成績良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24,842,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

499

件 名	神保町エリアの街並み再生に向けた方策検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田神保町地域（以下、「当地域」という。）は世界でも有数の規模を持つ古書店街として知られ、千代田区都市計画マスタープランにおいては、まちの将来像を「成熟された界隈の文化にひかれた多くの人が創造的活動を広げるまち」と位置付けられている。一方で、老朽化建物が多くなか、複雑で狭小な敷地が多い等の理由から、建物の更新が困難な状況下にあるという課題を有している。 本業務は、当地域において、まちづくり上の課題及び特性を整理したうえで、これまで当地域で育まれてきた文化を継承し、街の魅力を存続しながら、まちを更新していくための具体的な方策について検討するための支援を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月28日付 5千環地ま発109号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 3年目 4 評価 良好 良好な業務成績のため、引き続き令和7年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設計 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,734,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 4 年 12 月 14 日付 4 千政人事発第 1411 号 令和 5 年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 3 年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社アスカ 東京支店 住所 東京都千代田区大手町 2 - 1 - 1 大成大手町ビル 23 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	47,584,845 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

554

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 4 年 12 月 14 日付 4 千政人事発第 1411 号 令和 5 年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 3 年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 パーソルテンプスタッフ株式会社 住所 東京都渋谷区代々木 2 - 1 - 1 新宿マインズタワー 28 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	218,445,679 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

584

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	7. プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 4 年 12 月 14 日付 4 千政人事発第 1411 号 令和 5 年度 開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 3 年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社テンドーラビングケアサービス 住所 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 213
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,843,345 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ジェンダーに関する意識・実態調査及び男女平等推進区民会議運営支援業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区は、平成9年3月に、最初の「千代田区男女平等推進行動計画」を策定して以来、計画の改定を重ね、令和4年3月に策定した第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画では、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念に掲げ、さまざまな施策を推進してきた。令和8年度に第6次計画の計画期間が終了することに伴い、(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画の策定を予定している。 本業務は、第6次計画の評価と、第7次計画の策定に向けた区の現状と課題を把握するため、区民・区内事業所に対しジェンダーに関する意識・実態調査を行うものである。また、計画改定に向けた提言・検討を行う千代田区男女平等推進会議等を効果的かつ効率的に運営するとともに、意識・実態調査の結果を踏まえ、必要データの収集・分析や助言・資料提供等を行うことを目的として実施をする。 本事業の実施にあたり、アンケート調査の実施及びそれにかかる男女平等推進区民会議の運営を円滑に遂行するための業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度(令和7年度開始) (令和7年3月14日付6千地国男発第471号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 名豊 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,468,000 円(消費税を含む)

契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 国際平和・男女平等人権課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

5/5

特命随意契約理由書

件 名	千代田区スポーツ振興基本計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、全ての区内在住・在勤・在学者がスポーツに親しむ環境を整備することを目的として、令和8年度以降を計画期間とする「千代田区スポーツ振興基本計画」を策定する。計画策定にあたり、策定作業を円滑に進行し、地域特性や区民ニーズを的確に反映させるため、専門的知見に基づいた策定業務支援を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル実施年度 令和6年度（令和7年3月27日6千地生ス発第1639号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を、契約相手方に指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 住 所 京都府京都市右京区西京極西池田町9番地5西京極駅前ビル6階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区宮淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他的高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台1丁目10番1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,940,310 ※従価率契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

503

件 名	千代田区橋梁のライトアップに向けた調査検討業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン」に基づき、地域資源である水辺を誰もが快適に楽しめるにぎわいのある空間にするために、千代田区が管理する橋梁を軸としたライトアップの試験点灯に向けた調査検討を行うものである。
選 定 理 由	下記業者は、令和6年度に公募型プロポーザル方式により、千代田区橋梁のライトアップに向けた調査検討業務（以下、「調査検討業務」という。）を受託し、千代田区が管理する橋梁を軸としたライトアップに向けた調査検討を行った。本業務は、調査検討業務にて検討した全体ビジョンに基づき、ライトアップの試験点灯を実施する橋梁2箇所を抽出し、試験点灯及び効果検証の実施が必要なことから、密接不可分の関係にあり業務成績も良好なため、引き続き、下記の業者を契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社プランニングネットワーク 住 所 東京都北区田端新町三丁目 14 番 6 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	21,658,934 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

270

件 名	千代田区国民健康保険医療費分析等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区国民健康保険のレセプトデータと特定健診データを突合し、分析を行い、千代田区国民健康保険医療費の現状を的確に把握する。この分析結果を踏まえ、対象者に特定健診受診勧奨通知・医療機関受診勧奨通知・ジェネリック医薬品利用差額通知等の発送を行い、被保険者の健康増進に努める。なお、本業務委託は平成 26 年度から開始した。
選 定 理 由	本業務は千代田区国民健康保険の被保険者の「健康寿命（平均自立期間）の延伸」と「医療費の適正化」を目的として令和 6 年度から令和 11 年度を期間として定められた「第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画」の達成に係る事業である。 医療費分析業務における経過観察及び比較検証には、検証データの設定・抽出条件が統一されていなければならないため、令和 6 年度と同業務の受託者である下記の業者が継続して業務を行う必要がある。 また、「健康寿命の延伸」に係る業務である被保険者への保健指導においては、数年に渡っての指導が必要となる場合が多々あり、業務効果の最大化のためには継続的に被保険者との関係性を築き、指導経緯を詳細に把握している同一の保健師が継続して指導に当たることが望ましい。 以上の理由から、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 (株) JMDC 住 所 東京都港区芝大門 2-5-5 住友芝大門ビル 12 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	17394300 円（消費税を含む） ※ 従価率 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

326

件 名	千代田区施設保全情報管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和５年度に更新した千代田区施設保全情報管理システムの保守を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和５年度 (令和５年８月２２日付 26 千政施経発 254) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第８条第４号 3. 継続年数 ３年（運用保守は２年目） プロポーザルによって施設保全情報管理システムの更新を令和５年度に実施し、令和６年度から運用保守委託を実施している。 本システムを更新した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ファインコラボレート研究所 住 所 東京都港区元赤坂一丁目１番１５号 ニュートヨビル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,300,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

544

件 名	千代田区商店街活性化支援等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内の商店会・商店街振興組合（以下「商店会等」という。）に対する千代田区の支援体制を補完することを目的に、決算書類収集業務、補助金関係相談受付等業務、支援情報発信業務、大学等連携コーディネート業務及び区政課題取り組み促進業務を行うものである。
選 定 理 由	本契約の目的を達成するためには、下記の複数の条件を満たすことが必要である。 ① 商店会等の会則・規約、役員名簿、決算書類、事業の明細などの内部情報の取扱いを認められていること ② 商店会等における支援の需要を把握するとともに、支援の方策に関し高度の専門性を有すること ③ 商店会等における学生ボランティアの需要を把握するとともに、必要なマッチングを行うに十分な関係性を有すること 上記の一つ一つの条件については、全ての条件を満たす者は1者に特定される。 以上のことから、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区商店街連合会 住 所 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクエア 4 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,400,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区総合防災情報システム維持管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	・総合防災情報システム（防災情報システム・防災ポータルサイト・防災アプリ）の運用、保守
選 定 理 由	1.プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年3月13日付5千政災危発第446号) 2.該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3.継続年度 2年 4.評価 良好 令和5年度に本システムの構築及びその後の維持管理を含めたプロポーザルを実施し、下記事業者を選定した。令和6年度はシステムの構築を行っており、令和7年度から正式運用を開始する。 本システムの維持管理は、システムの開発元である下記事業者のみ実施できる業務である。また、業務実績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 住 所：東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,320,000 円（消費税を含む） ※令和7年度の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

602

件 名	千代田区標準システム移行及び支援業務
種 類	委託
概 要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」により標準システムへの移行が地方公共団体の責務とされ、国が策定した『自治体 DX 推進計画』において、自治体の主要業務システムを標準化・共通化し、令和7年度末までに全ての自治体が標準準拠システムへ移行することが自治体の重点取組事項と定義された。 こうした状況に鑑み、標準化に向けたプロジェクト管理、各種テストやデータ移行等、本番稼働に向けた支援を行う。
選 定 理 由	現行の基幹系システムの多くは千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務を委託している株式会社電算のシステムを利用していることから、当事業者がシステム標準化に向けた支援業務を行うことで円滑かつ安全に移行できる。 また、標準化対象外の区独自業務やサービスについても熟知していることから、独自システムの構築・連携も円滑に行うことができる。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	25,020,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

212

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター電子電話交換機設備保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成 27 年 11 月 6 日に竣工した千代田区立高齢者総合サポートセンターに配備された電子電話交換機について、その機器が適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 高齢者総合サポートセンターの電子電話交換機設備は、下記事業者が設計、配線及び各種設定したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、通信設備の安定性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 電通工業株式会社 住 所 東京都品川区東大井 5-11-2
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	924,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム用データセンター賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムを安全かつ適切に運用保守できるよう、システム機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選 定 理 由	区立図書館システムは、全庁 LAN ネットワークを利用して運用している。 当該システムの運用及びセキュリティ上、全庁 LAN システムと同一のデータセンターにおいてサーバーを運用する必要があるため、全庁 LAN システム用データセンター賃貸借を受託している下記事業者以外の者では、業務の履行を達成できない。 このことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,629,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

543

件 名	総合行政システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年4月から新たに稼働する千代田区の総合行政システムの正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対策の実施及び保守に関する業務を行うことにより、当該システムが正常かつ良好な状態に保たれ、業務が滞ることなく処理されることを円滑な運用と安定的な稼働を目的とし、係る運用保守業務を委託する。
選 定 理 由	下記業者は、令和6年度より使用する総合行政システムを構築した事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では運用保守に係る作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行が担保できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：ジャパンシステム株式会社 住所：東京都渋谷区代々木1-22-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24,288,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

207

件 名	地域医療・介護サービス資源情報システム保守・運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 地域医療・介護サービス資源情報システムの運用、保守 (2) 掲載対象機関への調査業務（一斉郵送調査） (3) 関係者向けサイトユーザー登録依頼書発送業務 (4) その他付帯業務
選 定 理 由	1.プロポーザル年度 平成 29 年度（平成 29 年 9 月 15 日付 29 千保在支発第 179 号） 平成 29 年 9 月 30 日開始 2.該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 3.継続年数 9 年 4.評価 良好 5.更新 令和 3 年 10 月 21 日付 3 千指業委第 8 号「指名業者選定委員会」承認 5 年延長 令和 7 年度で更新 4 年目であり評価は良好なため、令和 7 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿 2-1-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,567,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	電子決裁・共通基盤システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全庁LAN用端末から電子決裁・共通基盤システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） （平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 19 年 4. 評価 良好 5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 更新 3 回目、通算 19 年目であり、その業務評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 RKKCS 住 所 熊本県熊本市西区春日 3 丁目 15-60 J R 熊本白川ビル 11 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,622,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	都市計画情報提供システム保守・運用業務及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市計画情報提供システム」（以下、「本システム」という。）を保守・運用するものである。 あわせて、システムを有効活用することを目的として操作方法を広く環境まちづくり部職員に習得させるための操作研修を実施する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 28 年度 下記業者は、本システムの開発業者である。運用・保守及び操作研修を実施するにあたり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 E S R I ジャパン株式会社 住 所 千代田区平河町 2 - 7 - 1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,346,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

419

件 名	特別区税電話催告業務及び滞納整理等補助業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品・委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区税収納の確保を図るとともに、納税者の便益向上を図ることを目的に、電話やSMSによる納付勧奨や特別区税滞納整理事務等のうち定型的な業務処理について委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度（令和7年度開始） （令和7年2月21日付 6千地税務発第2481号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 公募型プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 アイティフォー・ベックス 住 所 千代田区一番町 21 番地 一番町東急ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,312,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

260

件 名	番町小学校 トイレ大便器節水型自動洗浄装置賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校は、建築後 53 年を経過しており、令和 6 年度に校舎内大便器の洋式化を完了したが、古い洋式便器が計 26 台設置されたままになっている。今後は校舎の改築までトイレ改修の予定はないこと、また児童の衛生上非接触型となる自動洗浄装置を有したトイレが望ましい。併せて、CO2 削減と節水対策により水道料金の節減を図ることを目的として、トイレ大便器に後付けの節水型自動洗浄装置を設置する。
選 定 理 由	大便器の後付け自動洗浄装置は、複数社から発売されているが、本件トイレ節水型自動洗浄装置は、他社の類似製品とは異なる下記の機能を備え、特許を取得している製品である。 ① 通過流量制御方式（設定した水量に従って流す機能）等 それぞれの便器に必要な洗浄水量を任意に設定可能で、かつバルブ内の通過水量を計測し水を止める制御機能を備えており、節水が可能となる。 ② データの管理 双方向の通信システムにより 1 台毎の稼働情報の保存、データ取得が 24 時間体制で可能であり、洗浄水が正確な水量で流れているかが定量的に把握でき、水道料金のコスト管理や、CO2 の排出量管理を一元化して行うことができる。 当該製品は、下記業者が賃貸借でのみ取り扱っている製品であり、他に取扱可能な代理店や特約店が無く、調達できるのは下記業者に限られる。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 木村技研 住 所 東京都世田谷区上用賀 4-9-19
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,290,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

474

件 名	非常通報装置（学校 110 番）保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	教育施設、児童福祉施設の安全管理のため設置している非常通報装置について、正常に作動するよう保守点検を行う。
選 定 理 由	本件業務の履行にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。 1. 非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆けつけること。 2. 非常通報装置の中央監視センターを自社内に設置し、24 時間 365 日回線状態の監視・システムチェック等のシステム運用を行うこと。 履行目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要となっており、都内において全ての条件を満たす事業者は下記業者に特定される。 以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 東京都セキュリティ促進協力会 住 所 東京都豊島区東池袋 1-3 2-6 河合ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,029,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

472

件 名	富士見小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	富士見小学校には、富士見わんぱくひろば学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、どちらも放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付随的な業務であり、学童クラブの事業者に行わせることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由から、下記事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ポピンズエデュケア 住 所 東京都渋谷区広尾5丁目6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,269,090 円（消費税を含む） ※ 税別単価契約のため、契約金額は変動見込み
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

542

件 名	文書管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁LANに接続する全端末から文書管理システムが正常に利用できるように運用保守を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成 18 年度（平成 19 年度開始） （平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 継続 19 年 4. 評価 良好 5. 再延長 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 評価良好のため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTTデータ・アイ 住 所 東京都新宿区揚場町 1-18
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,744,480 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

471

件 名	放課後子どもプラン「放課後子ども教室（学び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年2月12日付6千子児家発第1780号 令和7年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式で選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社神田外語マネジメント・サービス 住所 東京都千代田区内神田 2-13-9
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,649,880 ※ 従価率の契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

208

件 名	訪問看護ステーションによる認知症早期発見事業における訪問調査及び認知症相談支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、地域に潜在する認知症を含むハイリスク高齢者の早期発見を図るために、区内在住高齢者を対象とした訪問調査を行い、健康アセスメントを実施する。また、訪問調査等により発見された認知症の疑われる高齢者に対し、訪問調査を行った調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選 定 理 由	・本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 DASC 研修会等に参加し、その技術を身に付けていること。 2 成人・高齢者の訪問看護実績があること 3 千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4 区内全域への派遣ができること。 5 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 なお、下記業者は令和6年度「認知症早期発見事業」および「訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務」を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名：株式会社ステラ 九段訪問看護ステーション 所在地：東京都千代田区九段北1-10-5 九段桜ビル8階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※総価単価契約のため契約金額は支出限度額 957,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

209

件 名	訪問看護ステーションによる認知症早期発見事業における訪問調査及び認知症相談支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、地域に潜在する認知症を含むハイリスク高齢者の早期発見を図るために、区内在住高齢者を対象とした訪問調査を行い、健康アセスメントを実施する。また、訪問調査等により発見された認知症の疑われる高齢者に対し、訪問調査を行った調査員が引き続き定期的な訪問等による見守りや相談等を行い、早い時期から安定した在宅生活が確保されるよう必要な支援を実施する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 DASC 研修会等に参加し、その技術を身に付けていること。 2 成人・高齢者の訪問看護実績があること 3 千代田区が開催する、在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携推進協議会認知症連携推進部会、高齢者サポートセンター評価委員会等、医療連携の諸会議において委員を配置していること。 4 区内全域への派遣ができること。 5 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の履行にあたり、業務への習熟、対象となる区民等の協力を得るための信頼関係の醸成等当該契約においてのみ要求される能力等が必要であるため、区内で全ての条件を満たす者が特定される。 なお、下記業者は令和6年度「認知症早期発見事業」および「訪問看護ステーションによる認知症相談支援業務」を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。以上の理由により、引き続き今回の業務について、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：株式会社「双泉メディカルサポート かのん訪問看護ステーション 所在地：葛飾区青戸5-30-4 三和ニードルベアリングビル4階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額 825,000円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	万世橋出張所・区民館植栽維持管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	万世橋出張所・区民館の建物・敷地内緑化等の緑化のために設けた植栽の剪定・刈込、病虫害防除、除草、施肥等（以下「植栽作業」という。）の管理を行う。
選 定 理 由	下記業者は、建物・敷地内の植栽に際して、区民館の建設当時に建築、設備業者とともに地上部の植栽及び区民館２・３階部分の人工地盤における自動灌水装置の設置を行った「内山緑地建設（株）」の関連子会社で、植栽の管理を担当している業者である。植栽作業のみならず、自動灌水装置に問題が生じた場合でも、建物の構造・システム設備等にも通じており、植栽の維持管理業務を円滑に行うことができることから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京グリーンサービス株式会社 住 所 東京都中央区八丁堀二丁目８番２号
※ 契約年月日	令和 ７ 年 ４ 月 １ 日
※ 契約金額	836,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
担 当 課	地域振興部万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	和泉小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 メフォス 住 所 東京都港区赤坂2-23-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	27,819,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

494

件 名	経営相談受付システム提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区商工観光課の窓口業務（経営相談等）の予約受付、WEB 会議受付、相談内容の記録を行うシステムの構築及びクラウドサービスの提供
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度（令和7年度開始） （令和7年3月31日付 6千地商観発第727号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第4号 3 継続年度 初年度
契約の相手方	名 称：株式会社B l o o m A c t 住 所：茨城県つくば市竹園1丁目6番地1 つくば三井ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 24 日
※ 契約金額	5,669,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	(仮称) 新九段生涯学習館基本構想の策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、(仮称) 新九段生涯学習館の整備にあたり、基本構想の策定のため、専門的・技術的支援を行うものである。
選 定 理 由	本業務は、令和6年度に実施した(仮称) 新九段生涯学習館整備計画の検討業務との関連性・継続性が高いため、令和6年度の受託者であり、履行状況も良好である下記事業者を契約の相手方に指定する。 1 プロポーザル実施年度 令和5年度(令和6年度開始) (令和6年3月29日5千地生ス発第492号) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 2年 4 評 価 良好な業務成績のため
契約の相手方	名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
※ 契約年月日	令和7年4月1日
※ 契約金額	10,260,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

432

件 名	「おがちよ教育交流事業」 補助業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「おがちよ教育交流事業」の実施にあたり、乗船券、宿泊施設等の手配を委託する。
選 定 理 由	2011 年の小笠原諸島の世界自然遺産登録により、小笠原を訪れる観光客は増加しているが、現地の宿泊施設やエコツアー等のガイド事業者数は、世界自然遺産登録以前から横這いの状況が続いている。このため、本事業実施時期である繁忙期における団体客の宿泊施設及びガイド事業者の確保は非常に厳しい状況となっている。 特に、夏休み期間は、一年の中でも特に来島客が多い繁忙期であり、また、本事業は、スタッフを含めた参加人数が 30 名を超える規模となっているため、小笠原の団体旅行の取扱実績のある旅行会社等を通じて現地事業者との交渉にあたる必要があるが、現地事業者の手配について実績のある旅行会社の数は少ない。 下記事業者は小笠原諸島への理解・関心を深めるための中学生向けプログラムについて熟知しており、本土（区部）に事務所を置く唯一の小笠原旅行専門会社であるため、現地でのプログラム等を決定するにあたり、現地業者と綿密な連携が可能である。 以上の理由から、下記の事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社ナショナルランド 住 所 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー3 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,314,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	e-Learning(DX コンテンツ)導入業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	DX人材育成におけるDXリテラシーの向上や、職員の新たな知識・スキルの習得を支援することを目的として、オンライン学習プラットフォーム「Udemy Business（以下「Udemy」という。）」を導入する。
選 定 理 由	本件は、個人の能力や求めているスキルに合わせて学ぶことができるオンライン動画学習サービスである。特にDX関連に特化しており、業務にDXを取り入れる力や活用する力だけでなく、これらに関連したソフトスキル等幅広く学ぶことができる。また、一般社団法人GovTech 東京(以下「GovTech 東京」という。)が主導となって都内各自治体と共同調達を行っており、共同調達に参加することでコスト削減や都内各自治体と足並みをそろえDXを推進することができる。 下記事業者は、GovTech 東京が今年度共同調達事業「e-learning(DXコンテンツ)導入業務」に係るサービス提供事業者に選定した事業者である。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部 住 所 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,145,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。